明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

同法第百五十一条の二第一項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

2　所得税法第百五十一条の三（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の三第一項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

第二十条の二に次の三項を加える。

4　所得税法第百五十一条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第百五十一条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

5　所得税法第百五十一条の五第六項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十一条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

6　所得税法第百五十一条の六（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が増加し、又は減少したことに基因して、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

第二十一条第三項中「をした日」を「の日」に、「復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等。次項から第六項までにおいて同じ。）が過大である」を「年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十七条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　第十七条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第二十一条第四項中「復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大である」を「年分の復興特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同条第五項中「規定は、」の下に「同法第百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の」を加え、「同法第百五十三条の四第一項各号」を「同条第一項各号」に、「復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大である」を「年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同条第六項中「第百五十三条の五」を「第百五十三条の六」に、「をした日」を「の日」に、「復興特別所得税申告書に係る国税通則法第十九条第一項に規定する税額等が過大である」を「年分の復興特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　所得税法第百五十三条の五（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

第四十条第三項	所得税

を

第三十九条第四項第二号	第百五十一条の三第一項	所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号
	同法第百五十三条の三第一項	同法第百五十三条の五
第三十九条第四項第三号	同項	同項（特別措置法第二十条の二第六項において準用する場合を含む。）
第四十条第三項	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

に改め、「（平成二十三年法律第百十七号）」を削り、

第百五十一条の三第一項（特別措置法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号
所得税法第百五十三条の三第一項（特別措置法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）	同項（特別措置法第二十条の二第六項において準用する場合を含む。）
所得税法第百五十三条の五（特別措置法第二十一条第六項において準用する場合を含む。）	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

「第四十条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項」を「第四十条の三の三第十六項第一号及び第二号、第十七項並びに第十九項」に、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十項」に改め、同表災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の項の次に次のように加える。